

# 第5章

緑のまちづくり目標と基本方針の設定





## 第5章 緑のまちづくり目標と基本方針の設定

### 1. 緑の将来像

#### (1) 緑のまちづくりの基本理念

本市は、東部を中心とする豊かな森林、中央を流れる木津川とその支流である中小河川からなる、緑と水が骨格をなす都市です。市街地周辺には、かつての都に近い立地から数々の社寺など豊富な歴史的文化遺産が分布しており、優れた景観を形成しています。また、関西文化学術研究都市のクラスターでは、計画的な公園・緑地整備がされるなど、都市全体が、豊かな水・緑・歴史的文化遺産などの「緑」に包まれています。

本市は、平成19年3月の合併で誕生した都市であり、関西文化学術研究都市の主要地区を有していることから、市の上位計画において、市民をはじめ、都市内外の人の交流の促進をまちづくりのテーマとしており、市の将来像の実現に向けて、「緑」を有効に活用することとされています。

本市は、これらの「緑」を市民共有の財産として位置付け、市民の参加と協働により、創り・育て・活かすため、本計画の基本理念を以下のとおり設定します。

人が耀き、豊かな緑と会話し、心ふれあう 交流のまち

#### (2) 緑のまちづくり目標

本市の緑のまちづくりは、次の4つの目標のもとに推進します。

##### 目標1 大きな緑に包まれた潤いあるまちをつくります

- ・木津川等の河川を軸に、森林・農地、公園・緑地及び街路樹などの緑を結びつけた「水と緑の軸」整備を進め、潤いあるまちをつくります。

##### 目標2 身近な緑を充実し、安全安心なまちをつくります

- ・身近なところに公園・緑地・街路樹などの緑を増やし、災害等に対して市民が安全安心に暮らせるとともに、緑に親しめる環境をつくります。

---

### 目標3 豊かな自然と歴史的文化遺産を活かして交流の進むまちをつくります

- ・豊かな自然と歴史的文化遺産を活かして、自然と歴史を学べる環境やスポーツ・レジャーの場、また健康増進など、市内外の交流が進む魅力あるまちづくりを進めます。

### 目標4 市民協働で緑を育てるまちをつくります

- ・公園などを緑化団体の活動拠点として、緑を育てる人材のネットワークを拡大し、さらに市民協働の公園・緑地づくりを進めます。

## (3) 緑の配置イメージ

本市が目指す緑の将来像としての配置イメージを示すと次のとおりです。

都市の基盤となっている緑を「緑の軸」とし、「緑の拠点」、「緑のゾーン」をネットワーク化して良好な市街地環境の形成を図るとともに、市民協働で緑をつくることを通して地域の交流を促進していく構成を目指します。

#### ●緑の軸

都市における環境悪化の緩和、生き物の生息地、レクリエーション、防災、景観形成の面から重要で、主要な河川や幹線道路を「緑の軸」として位置付け、水と緑のネットワークとして保全・整備・活用を図ります。

#### ●緑の拠点

市民の様々な利用や活動の中心となる緑のオープンスペースなどを「緑の拠点」として位置付け、緑の保全・整備・活用を図ります。

#### ●緑のゾーン

緑の特性や土地利用などから、同様な方向性を持つ区域を「緑のゾーン」として位置付け、緑の保全・活用・創出を図ります。

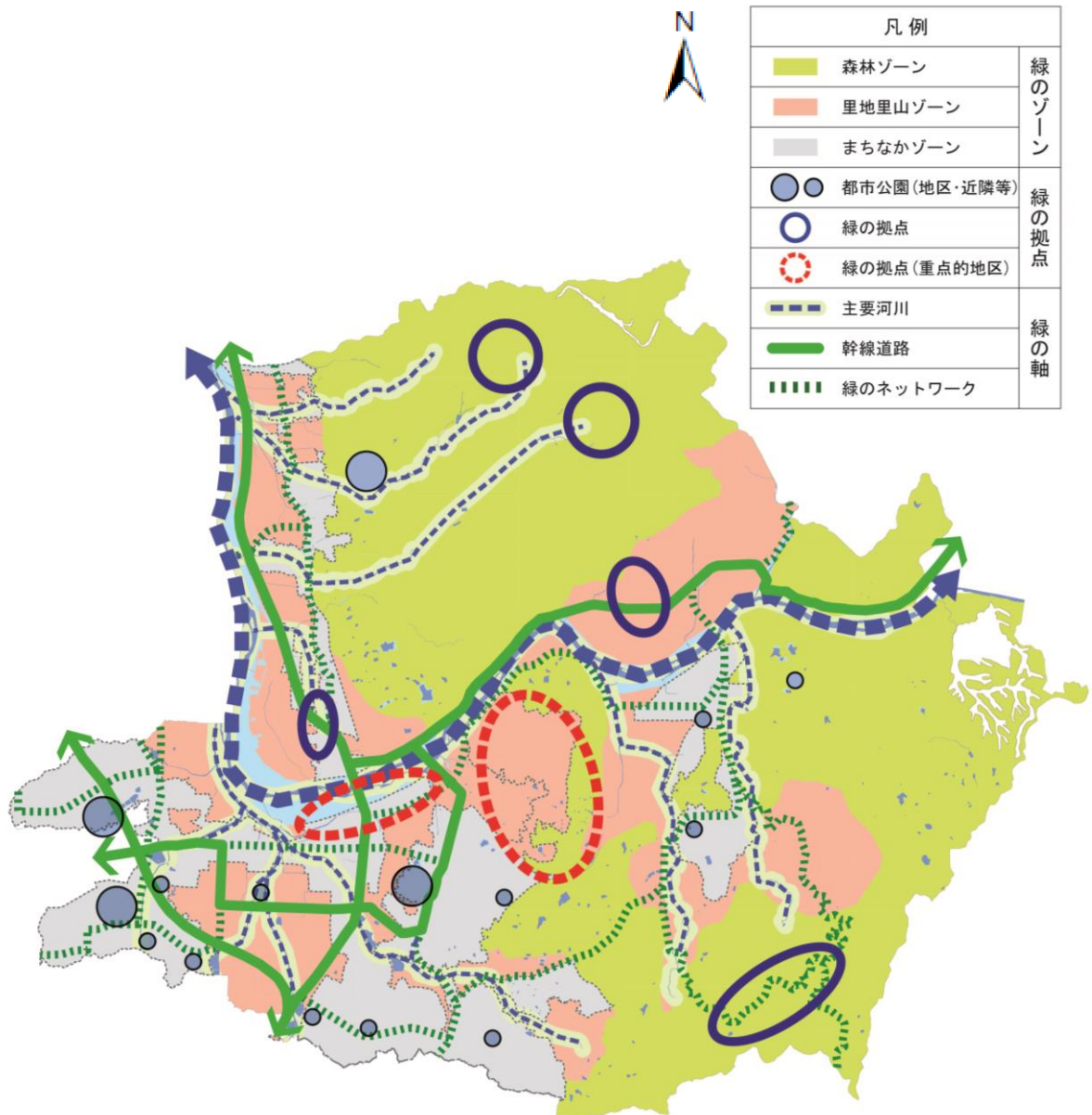
本市の土地利用は、周辺の山林、既存集落周辺などの田園・里地里山及び学研都市を含む市街地に大きく区分されるため、同様なエリアを含めて、「森林」、「里地里山」及び「まちなか」ゾーンとします。

(森林ゾーン) まとまりのある森林などの緑の保全・活用を積極的に図ります。

(里地里山ゾーン) 農地、ため池、河川など身近で人々の暮らしを支えてきた緑の保全・活用を図ります。なお、JR木津駅東周辺については、将来、市街地整備されることとなった場合は、ゾーンの見直しを行います。

(まちなかゾーン) 都市で快適に暮らしていくために必要な、公園・緑地など質の高い緑の創出を図ります。

図 緑の配置イメージ



---

## 2. 緑の基本方針

緑のまちづくりの基本理念を実現するために、緑の基本方針を以下のとおり設定します。  
基本方針は、「創る」、「育てる」、「活かす」という3つの視点から、相互に関連しながら、基本理念の実現を目指すものとします。

### (1) 創る

レジャーや憩いの場を提供する公園・緑地や潤いのあるまちなみをつくる緑は、豊かで快適に暮らしていくために欠かせません。

このために、地区の特性を活かした緑の整備や市街地の緑化を推進するとともに、身近な場所に質の高い緑の確保を図りながら、それらの緑を水辺や街路樹でつなぎ、緑のネットワーク形成を進めます。

- 地域性に応じた緑の拠点を整備します。
- 既存ストックを活かしながら身近な緑を確保します。
- 水と緑のネットワークをつくれます。

### (2) 育てる

受け継がれてきた緑や創出した緑を、将来に向かって良好な状態で維持していくためには、行政だけでなく、市民、事業者、関係団体などさまざまな主体が連携・協力して緑を育てていく必要があります。

このため、緑に関する知識や情報の提供を進めながら、緑を育成する取組みへの支援や、協働で緑を維持していくしくみづくりを推進します。

- 緑を育てる人づくりを推進します。
- 緑を育てるしくみづくりを推進します。

### (3) 活かす

本市の緑は、丘陵や里地里山、それらを結ぶ主要な河川が都市全体を支える大きな骨格を形成しています。これらの緑は、地球温暖化やヒートアイランドの緩和にも寄与し、さらには生き物の生息の場、防災やレジャー空間、さらに本市らしい景観形成の役割を持っています。

また、里地里山にある社寺林などの歴史的文化遺産と一体となった緑や集落周辺には農地とため池も広がっており、これらの緑は暮らしの身近にあって、生活に安らぎを与えるばかりでなく、防災や生き物が生息する環境としても重要なものです。

このような、木津川市を特徴づける骨格となる緑や、古くからはぐくまれてきた里地里山、歴史的景観を伝える緑、また、身近に人々の暮らしを支えてきた緑を活かし、次世代へと継承します。

- 骨格となる緑を活かします。
- 暮らしの中で、受け継がれてきた身近な緑を活かします。

#### (4) 緑の基本計画施策体系

緑の基本計画の施策体系は以下のとおり、3つの基本方針と7つの基本施策、19の施策内容から構成します。

表 緑の基本計画施策体系

	基本施策	施策内容	ゾーン			主体		
			森林	里地 里山	まちなか	市民	企業	行政
創る	地域性に応じた緑の拠点を整備します	地域性を活かした緑の確保	◎	◎	◎	◎		◎
		公園・緑地の整備	○	◎	◎	○		◎
		公共施設の緑化の推進		○	◎	○		◎
		住宅地緑化の推進		○	◎	◎		○
		まちなか緑化の推進			◎	◎	◎	○
	既存ストックを活かしながら身近な緑を確保します	既存公園・児童遊園などの有効活用		○	◎	○		◎
		民有地の利用		◎	◎	◎	◎	○
	水と緑のネットワークをつくります	水辺空間の緑化、親水機能の整備		◎	◎	○		◎
		道路空間の緑化		◎	◎	○		◎
遊歩道等の整備		○	◎	◎	○		◎	
育てる	緑を育てる人づくりを推進します	緑化活動の啓発と環境学習の充実			◎	◎	◎	○
		市民参画による公園等の緑づくり		○	◎	◎		○
	緑を育てるしくみづくりを推進します	学校や地域での活動を通じた緑のまちづくり		○	◎	◎	◎	◎
		緑化活動の拠点づくり		○	◎	◎		◎
活かす	骨格となる緑を活かします	北東部丘陵及び里地里山の緑の保全・活用	◎	◎		◎	◎	◎
		河川及び水辺の保全・活用	◎	◎	◎	○		◎
	暮らしの中で受け継がれてきた身近な緑を活かします	身近な農地の保全・活用		◎		◎		○
		自然及び歴史的文化遺産の保全・活用	◎	◎	○	◎		◎

ゾーン・主体：◎施策が重点的に実施されます ○施策が実施されます

### 3. 計画のフレームと緑の目標水準

#### (1) 計画フレーム

本計画のフレームは、都市計画区域を対象とし、目標年度を概ね 10 年後の平成 35 年度とします。

表 計画フレーム

	現 況 (H22)	平成 32 年	平成 35 年度
人 口	69,761 人	7.5 万人	7.7 万人
都市計画区域	6,709ha	6,709ha	6,709ha
市街化区域	1,758ha	1,758ha	1,758ha

※現況の人口については、平成 22 年国勢調査の数値。将来人口については、木津川市都市計画マスタープランの数値を基に設定しています。

※市域面積 8,512ha

#### (2) 緑の目標水準

基本理念を実現するための目標として、以下のような目標値を設定します。

##### ① 持続性のある緑について、概ね現状維持を目指します

本市は、現状でも約 70%が緑におおわれており、将来もこのような緑豊かなまちを維持していくため、施設の整備や制度の活用によって、現存緑地量の維持を目指します。

表 緑の目標水準

単位：ha

持続性のある緑（都市計画区域）		現況 (H24)	平成 35 年度
都市公園等	都市公園	63	85
	児童遊園	1	1
	グラウンド等（木津グラウンド、赤田川グラウンド、加茂グラウンド、山城コミュニティ運動広場）	3	3
学校運動場	小学校、中学校	18	19
保全緑地	地域森林計画対象民有林	3,027	2,986
	保安林	234	234
	自然環境保全地域（歴史的な自然環境保全地域「当尾」）	20	20
保全農地	農用地区域・生産緑地	915	917
水面・水辺	河川・水辺	446	446
重複部分	地域森林計画対象民有林、保安林、自然環境保全地域、農用地区域の各々の重複部分	-148	-148
合 計		4,579	4,563
緑地率		68.3%	68.0%



②多様な緑のオープンスペースが身近にあることを目指します

○都市公園を目標年度に市民 1 人当たり 11 m<sup>2</sup>以上の確保を目指します。

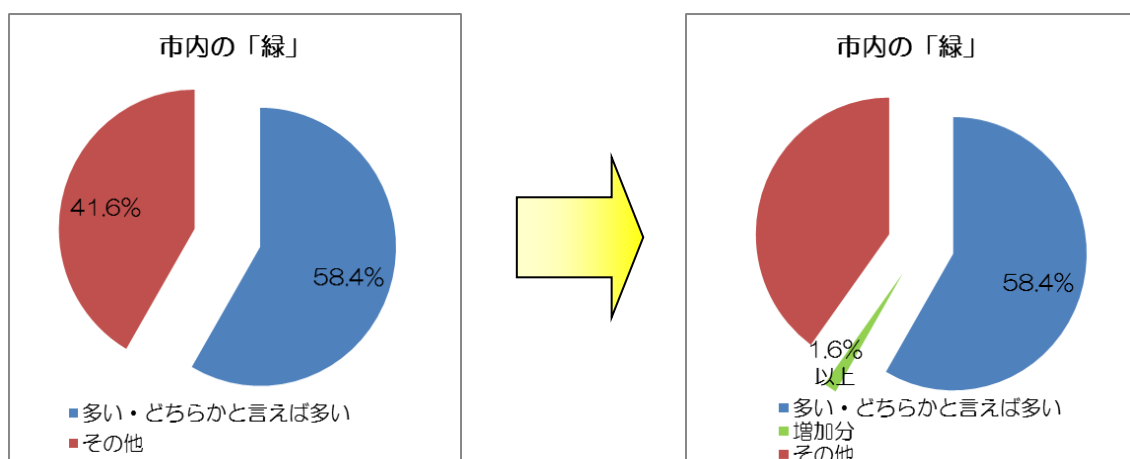
年次	現況 (H24)	平成 35 年度
都市計画区域人口 1人当たりの面積	8.8 m <sup>2</sup>	11.0 m <sup>2</sup>

○都市公園を含む緑のオープンスペースを歩いて行ける身近な範囲（250m 誘致圏）に確保することを目指します。

③市民との協働により、暮らしの中で満足を与え、交流を促進する緑を守り育てます

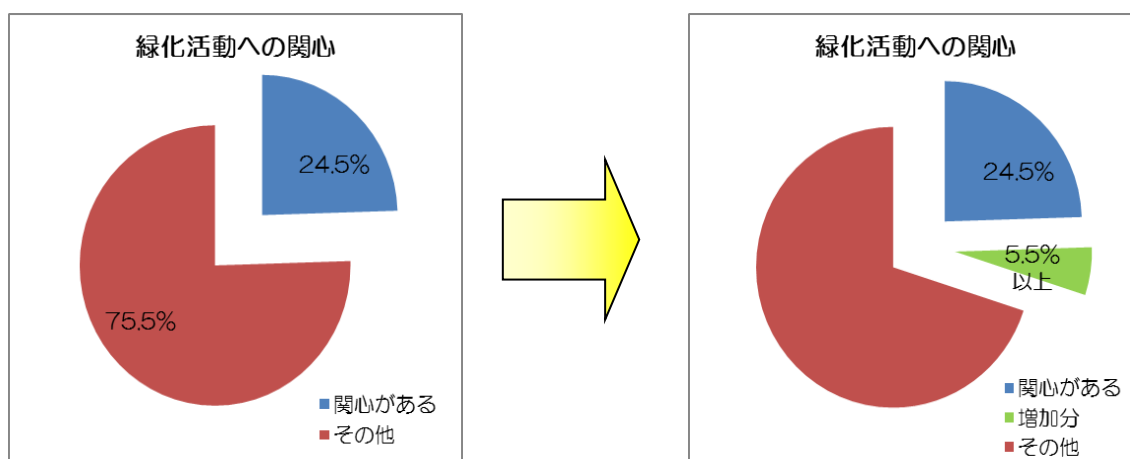
○「市内の緑」を市民が多いと感じている比率を 60%以上とし、まちなか緑化や公共施設の緑など、身近な場所で質の高い緑の確保に努めます。

（市民アンケート調査の結果：現況「多い」、「どちらかと言えば多い」の合計 58.4%）



○「緑化活動」について「関心がある」を 30%以上とします。

（市民アンケート調査の結果：現況「関心がある」24.5%）



○野外活動場所へ「よく出かける」を40%以上とします。

(市民アンケート調査の結果：現況「公園・緑地」、「森林」、「河川」などの野外活動場所へ「よく出かける」の合計39.4%)

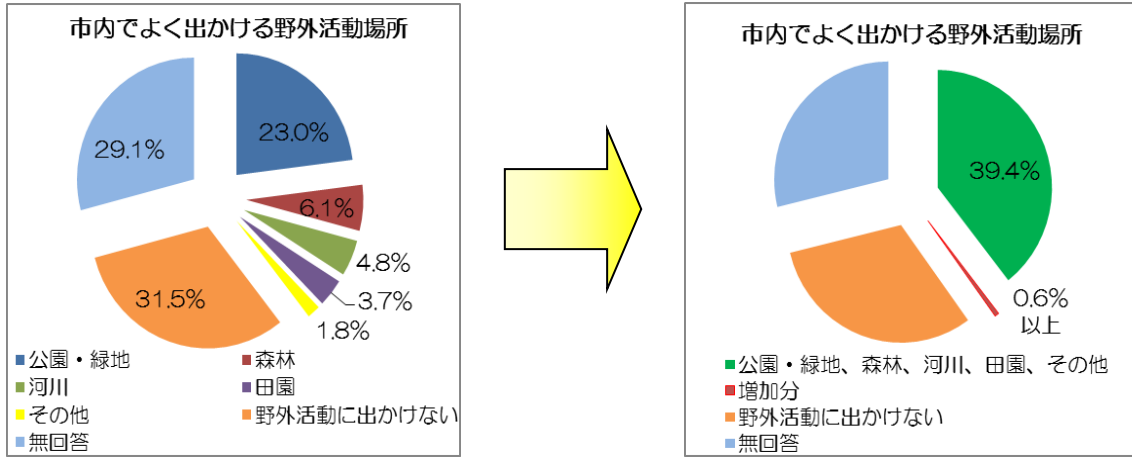


図 都市公園、都市緑地等の位置 (整備予定含む)

